

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部局 高齢・障がい福祉課・社会福祉課・健幸づくり課・地域包括ケア推進課
- (2) 監査実施期間 令和5年9月11日～令和5年12月12日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の令和5年9月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、概ね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【高齢・障がい福祉課】

(歳入)

監査項目 特別障害者手当等給付費負担金

- 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
③調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 見守り機器給付事業委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

【社会福祉課】

(歳出)

監査項目 生活保護レセプト点検業務委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

(歳出)

- 監査項目 生活保護受給者の健康管理支援事業に係る保健師派遣業務委託料
- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

【健幸づくり課】

(歳出)

- 監査項目 国民健康保険事務業務委託料
- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

(歳出)

- 監査項目 高額療養費（外来年間合算）
- 着 眼 点 ①支出金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
②支出手続きは適正に行われているか。

【地域包括ケア推進課】

(歳入)

- 監査項目 介護保険指定居宅サービス事業者等の指定・更新手数料
- 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

(歳出)

- 監査項目 高石市独居等高齢者見守り支援事業委託料
- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【高齢・障がい福祉課】

(歳入)

- 監査項目 特別障害者手当等給付費負担金

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
24,736,000 円	15,174,805 円	11,494,000 円

- 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

③調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

この交付金は、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当（経過措置分）支給事業を交付対象としており、これらの手当は重度障害児、特別障害者、重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、該当する障害者の福祉の向上を図ることを目的としている。

上記手当の支給にあたっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 18 条、第 26 条の 3、同法施行令第 9 条の 2、第 10 条の 2 及び昭和 60 年法律第 34 号附則第 97 条第 2 項における準用規定により、障害児福祉手当及び福祉手当（経過措置分）の支給額は 1 人あたり月額 15,220 円、特別障害者手当の支給額は 1 人あたり月額 27,980 円と定められており、同法第 25 条、第 26 条の 5、同法施行令第 9 条及び第 12 条第 6 項において、手当の支給のために支出した費用の額から返還金等を控除した額の 3/4 を国が負担するとされている。本市は令和 4 年度末に令和 5 年度の各手当支給見込み額を算定して交付申請しており、令和 5 年 6 月 21 日付で交付決定され、同日付で 15,174,805 円を調定している。なお、令和 5 年 9 月末現在の収入額は下表のとおりであり、実際に要した経費が確定したときに改めて交付申請を行い、本負担金が精算される。

収納日	収入済額
令和 5 年 8 月 2 日	5,717,000 円
令和 5 年 8 月 31 日	5,777,000 円

調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

（歳出）

監査項目 見守り機器給付事業委託料

（9 月末現在）

予算額	支出済額
692,000 円	54,880 円

- 着 眼 点
- ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

本事業は、市内に居住する 75 歳以上の方のみで構成する世帯、障害者のみで構成する世帯及び市内に居住する 75 歳以上の方と障害者のみで構成する世帯に対し、冷蔵庫のドア等に取り付ける振動センサー式の IoT 見守り機器を給付することで、当該世帯の異常を早期

に発見し、安否確認をすることを目的として実施されており、万一異常を感知した際には、必要に応じて連絡や訪問による安否確認及び関係者への連絡等の適切な対応を取るほか、設置の際は初期設定や機器の説明を行っている。

業者選定については、地域の高齢者の情報を把握していること、日常的に本市と協力、連携すること、訪問支援の知識や経験があることを要するため、社会福祉法人高石市社会福祉協議会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、見積書徴取のうえ随意契約を締結しており、契約内容は、下記のとおりとなっている。なお、決裁行為書、契約書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(令和5年9月末現在)

項目	件数(延べ件数)	支出済額
(旧)電球式機器分事務費用	5件	550円
(新)振動センサー分事務費用	121件	44,770円
振動センサー分初期設置費用	1件	9,560円
合計	—	54,880円

契約者名 社会福祉法人 高石市社会福祉協議会
 契約年月日 令和5年4月1日
 契約履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 契約金額 (旧)電球式機器分事務費用 1台1ヵ月あたり110円
 (新)振動センサー分事務費用 1台1ヵ月あたり370円
 振動センサー分初期設置費用 1台につき9,560円
 発注限度額 692,000円
 契約保証金 高石市契約規則第46条第7号の規定により免除
 支払方法 検収後、請求があった日から30日以内

【社会福祉課】

(歳出)

監査項目 生活保護レセプト点検業務委託料

(9月末現在)

予算額	支出済額
198,000円	82,500円

着眼点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
 ③委託料の支出は適正に行われているか。

本事業は、国の定める生活保護診療報酬明細書等点検充実事業実施要領により、生活保護における診療報酬明細書等について、内容の点検を充実することにより、頻回受診や不正請求等を的確に把握し、医療機関及び被保護者への適正指導に努め、医療扶助費の適正支出を図ることを目的としている。

業者選定については、本市並びに他市において類似事業の実績のある業者5社を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、高石市契約規則第34条及び第36条の規定に基づき、見積書徴取のうえ随意契約している。

(点検内容)

生活保護等版レセプト管理システムによる端末機(1台)の画面により、次の業務を毎月行う。

1. 単月点検については、医科、歯科、調剤及び訪問看護レセプトの単月分を対象とする。
2. 縦覧点検業務については、医科、歯科、調剤及び訪問看護レセプトの3ヶ月分を対象とし、毎月行う。複数の医療機関受診など複数のレセプトを突合、確認するなど効果的な点検を実施する。また、重複頻回受診、並びに向精神薬の重複処方に該当するレセプトを抽出し、6ヶ月に一度市へ提出する。
3. 柔道整復・鍼灸施術療養支給申請書の点検を実施する。

(点検後処理)

1. 再審査理由にあたると思われるものについては、再審査等請求内訳票を作成してレセプトに添付する。
2. 診療報酬請求明細再審査等申出書を作成する。
3. 再審査の請求及び結果の分析を行う。
4. ケースワーカーと情報の共有を行い、点検の質の向上に努める。

(予定枚数)

医科・歯科	1,800枚(1ヶ月)×12ヶ月=21,600枚
施術	20枚(1ヶ月)×12ヶ月=240枚

契約内容は以下のとおりであり、見積りについては、予定枚数で金額を見積り、予定数を超える又は下回るかのいずれの場合も契約金額(月額)を支払うこととしている。

契約者名	株式会社 ニチイ学館
履行期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約金額	198,000円(月額16,500円)
支払方法	請求書受領後30日以内

事業実施にあたっては、国の補助率3/4の事業として実施しており、事業終了後、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として、国庫補助金の交付申請を行うこととなってい

る。

また、点検枚数については以下のとおりであり、本委託契約にかかる手続きについて、決裁行為書、契約書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

月 分	医科・歯科	施 術
4 月	1,755 枚	7 枚
5 月	1,714 枚	15 枚
6 月	1,844 枚	30 枚
7 月	1,822 枚	19 枚
8 月	1,906 枚	16 枚
9 月	1,878 枚	23 枚

(歳出)

監査項目 生活保護受給者の健康管理支援事業に係る保健師派遣業務委託料
(9月末現在)

予算額	支出済額
343,200 円	143,000 円

着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

本事業は、国の定める被保護者健康管理支援事業実施要領により、生活保護法第 55 条の 8 の規定に基づき被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の推奨、その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的としており、委託により保健師による指導を行っている。

業者選定については、本市及び大阪府下において類似事業の実績のある業者 3 社を選定し、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、指名競争入札を行い契約している。

(業務内容)

1. 健康管理における助言、指導

生活保護受給者に対し、健康管理に関する課題（生活習慣病の重症化予防等）について必要な助言、指導を行う。

2. 面接結果の報告

生活保護受給者の健康管理支援に関することについて、市に報告、応対記録の作成を行う。

(勤務条件)

月 1 日 (社会福祉課において、7 時間勤務。各回指導対象者に 4 人。)

契約内容は以下のとおりである。

契約者名	株式会社 ジャパンメディカルネットワーク
履行期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
契約金額	343,200 円 (月額 28,600 円)
支払方法	請求書受領後 30 日以内

事業実施にあたっては、国の負担率 3/4 の事業として実施しており、事業終了後、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金として、交付申請を行うこととなっている。

また、本委託契約にかかる手続きについて、決裁行為書、契約書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【健幸づくり課】

(歳出)

監査項目 国民健康保険事務業務委託料

(9 月末現在)

予算額	支出済額
26,186,000 円	10,262,080 円

- 着眼点
- ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

高石市国民健康保険事務業務委託は、令和 2 年 10 月 1 日から 3 カ年 (令和 5 年 9 月まで) を契約期間として、総額 70,246,000 円の長期継続契約で委託している。

事業者の募集は、プロポーザル方式で行われており、参加事業者 3 社のプレゼンテーション及びヒアリングの実施後、高石市国民健康保険事務業務事業者選考委員会において、当該業務の最優先交渉権者が選考されている。

その後、最優先交渉権者と仕様書の協議を行い、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結している。

業務内容については、以下のとおりである。

1. 国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付、資格得喪の窓口受付及び被保険者証の交付
2. 国民健康保険の証管理業務
3. 国民健康保険減免業務
4. 国民健康保険所得申告書受付業務
5. 他市照会業務
6. 過誤納付金還付業務

- 7. 口座振替登録業務
- 8. 納入済証明書発行業務
- 9. 住所地特例処理業務
- 10. 保険料納付案内業務
- 11. その他（郵便物封入等）

本委託料は、当該長期継続契約の最終年度の委託料となっており、契約内容は下記のとおりであり、決裁行為書、契約書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契約者名：株式会社 セゾンパーソナルプラス
 契約年月日：令和2年10月1日
 契約期間：令和2年10月1日～令和5年9月30日
 契約金額：70,246,000円

【契約書抜粋】

第10条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、その月の委託料の支払いを請求することができる。

2 前項の規定により乙が請求する月ごとの委託料は、契約金額を下記のとおりに分けてそれぞれの履行期間の月数で除して得た額とし、除して得た額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該端数は、最終月に加算するものとする。

期 間	金 額
令和2年10月から12月	2,516,272円
令和3年1月から3月	6,157,228円
令和3年度	24,629,000円
令和4年度	24,629,000円
令和5年4月から9月	12,314,500円

(歳出)

監査項目 高額療養費（外来年間合算）

(9月末現在)

予算額	支出済額
607,299,000円	1,365,052円

- 着眼点 ①支出金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
 ②支出手続きは適正に行われているか。

高額療養費（外来年間合算）は、平成29年8月に高額療養費制度について見直しが行われ、年間を通じて高額な外来診療を受けている70歳以上の人の負担が増えないように、自己負担額の年間上限が設けられたことによる制度である。

70歳以上の外来の自己負担限度額（月額）については、国民健康保険法施行令に以下のとおり、規定されている。

所得区分	外来（個人単位）
一般 （課税所得 145 万円未満）	18,000 円
低所得 2	8,000 円
低所得 1	8,000 円

高額療養費（外来年間合算）の支給対象は基準日（7月31日）において、所得区分が一般または低所得に属する方が対象となっており、計算期間（前年の8月1日から7月31日までの1年間）における外来診療の自己負担額の合計額が、年間上限額（144,000円）を超える場合に、その超えた額が支給されるものである。

支給対象者へは、大阪府国民健康保険団体連合会からの対象者データにより作成した申請書を3月頃に送付している。（※自動償還払いの登録対象者を除く。）

9月までの支出金額は以下のとおりとなっており、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

※自動償還払い：高額療養費の初回申請時に選択することで、資格喪失や口座の変更等が無い限り、次回以降、高額療養費に該当した場合、申請書を省略して支給する方法。

支出負担行為日	内 容	支出金額
令和5年4月22日	高額療養費（外来年間合算）46名	1,365,052円

【地域包括ケア推進課】

（歳入）

監査項目 介護保険指定居宅サービス事業者等の指定・更新手数料

（9月末現在）

予算額	調定額	収入済額
485,000円	265,000円	265,000円

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

介護保険指定居宅サービス事業者等の指定・更新手数料は、平成30年4月1日に大阪版権限移譲として本市が権限移譲を受けた介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者の新規指定及び指定の更新（6年ごと）に係る事務の手数料である。

手数料については、高石市手数料条例第2条に基づき手数料を徴収しており、これは、大阪府において平成26年10月から「受益と負担の明確化の観点から、受益者が特定され

る全ての事務について手数料を徴収する」との基本的な考え方を踏まえ徴収されていた手数料で、大阪府福祉行政事務手数料条例に規定されている額と同額である。

申請については、地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づく「岸和田市泉大津市貝塚市和泉市高石市及び忠岡町における広域事業者指導課共同設置に関する規約」により、各市町と共同して内部組織を設置し、大阪府から移譲を受けた福祉に関する事務を広域事業者指導課（幹事市：岸和田市）で処理することとなっている。

事務の流れは、広域事業者指導課において各事業者からの申請を受け付けるため、本市において、前年度末に次年度分として「介護保険指定居宅サービス事業者等の指定・更新手数料」の納付書（市長公印押印のもの）50 部を作成し、事業者の申請に係る手数料納付用に交付している。広域事業者指導課では、申請時（更新の場合は、更新案内送付時）に事業者へ納付書を交付し、審査及び手数料の納付確認後に指定している。

本市では、広域事業者指導課から月ごとにとりまとめをしたうえで、納付書を交付した事業所及び納付金額の通知を受け、当該金額の調定処理をしている。

調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

介護保険指定居宅サービス事業者等の指定・更新件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
申請 件数	新規			1件		5件	2件	8件
	更新					1件		1件
手数料額				35,000円		170,000円	60,000円	265,000円

（歳出）

監査項目 高石市独居等高齢者見守り支援事業委託料

（9月末現在）

予算額	支出済額
2,490,000円	1,245,000円

- 着眼点
- ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

高石市独居等高齢者見守り支援事業は、高石市独居等高齢者見守り支援事業実施要綱に基づき、独居等高齢者見守り支援員（保健、福祉、医療の知識又は経験を有している者。以下「支援員」という。）が、本市における概ね 65 歳以上の独居等高齢者の実情を把握するとともに、生活相談等に応じ適切な指導、助言を行うことにより不測の事態の防止や、高齢者の福祉の増進に寄与することで、独居等高齢者が安心して居宅での生活が継続でき

ることを目的としている事業である。

業務内容としては、支援員が、独居等高齢者世帯への訪問活動による安否確認（一人当たり2ヶ月に1回）及び関連機関との連携支援を行っており、独居等高齢者世帯の安否確認等の状況を翌月末日までに市に報告を行うこととなっている。

また、この事業の財源内訳は、国（25%）、大阪府（12.5%）、高石市（12.5%）、第1号被保険者（23%）、第2号被保険者（27%）となっている。

委託業者選定については、市全域で地域福祉を網羅し、独自事業として独居等高齢者見守り支援の緊急連絡体制の整備を行っていること等から、社会福祉法人高石市社会福祉協議会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、業務の目的及び性質上競争入札に適さないものとして、見積書徴取のうえ随意契約を締結しており、契約内容は、下記のとおりとなっている。なお、決裁行為書、契約書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契約者名	社会福祉法人 高石市社会福祉協議会
契約年月日	令和5年4月1日
契約履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約保証金	高石市契約規則第46条第8号の規定により免除
契約金額	2,490,000円（四半期毎の前払い：1回622,500円）
支払方法	請求があった日から30日以内

独居等高齢者世帯の安否確認等の状況（月500件、2か月に1回高齢者宅を訪問する）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
安否確認件数	574件	566件	557件	606件	591件	551件	3,445件